

E U 等の日本産食品への輸入規制の改定について (令和 3 年 1 0 月 1 0 日以降)

1. 輸入規制措置の改定

E U (北アイルランドを含む) 及び E F T A (ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド) (以下「E U 等」という) は、日本から輸出される一部の食品・飼料について、日本の政府機関が発行する証明書を求める措置を講じています。(欧州委員会実施規則 2021/1533 による)

(証明対象・内容)

必要な証明	地 域	品 目
放射性物質 検査	福島県	一部の水産物※、柿（乾燥品）、野生のきのこ類、一部の山菜類（野生のワラビ、コシアブラ）
	宮城県	野生のきのこ類、一部の山菜類（タケノコ、野生のワラビ、コシアブラ、ゼンマイ）
	群馬県	一部の水産物※、一部の山菜類（コシアブラ）
	山形県、山梨県、静岡県	野生のきのこ類
	茨城県、長野県、新潟県	野生のきのこ類、一部の山菜類（コシアブラ）
	岩手県	野生のきのこ類
	47 都道府県	上記の県ごとの放射性物質検査の対象品目又は生産・加工地が不明な上記の品目の使用割合が 50% を超える食品及び飼料
産 地	47 都道府県	放射性物質検査証明の対象品目について、当該検査証明書が要求される県以外で生産・加工されたもの。又は放射性物質検査証明書が要求される県以外の品目の使用割合が 50% を超える食品及び飼料。

※「一部の水産物」とは、ブリ・ヒラマサ、カンパチ、マダイ、シマアジ、クロマグロ、マサバ、甲殻類、軟体動物（ホタテ含む）、海藻及び活魚を除く水産物。

【注 1】 各食品の C N コードは別表 1 から別表 4 までを参照。

【注 2】 生産・加工地が不明な上記の品目の使用割合が 50% を超える食品及び飼料は、放射性物質検査証明により輸入が認められる。

(参考)

E U等向けに輸出される食品等に関する放射性物質の最大許容値

<食品> (Bq/kg)

放射性物質	乳児用食品	飲料水・茶飲料	牛乳・乳飲料	その他食品
セシウム 134 及びセシウム 137	50	10	50	100

注) 乾燥食品は、水に戻した状態で測定。

<飼料> (Bq/kg)

放射性物質	牛、馬の飼料	豚の飼料	家禽の飼料	魚類の飼料
セシウム 134 及びセシウム 137	100	80	160	40

2. 留意事項

(1) 証明書様式の変更と旧様式からの経過措置

・令和3年 10 月 10 日以降、証明書の様式が変更され、旧様式による経過措置は以下のとおりとなっています。

- ・10 月 9 日（土）（実質 8 日（金））以前に発行する証明書については、「旧様式」。
- ・10 月 10 日（日）（実質11日（月））以降に発行する証明書については、全て「新様式」。※同日以降、旧様式の証明書は発行出来ません。

(2) その他の注意事項

・英国（北アイルランドを除く）については、異なる規則が適用されます。詳細は英国のページを御確認ください。

- ・栽培されたきのこ類及び栽培されたワラビは2021年10月10日以降、証明書が不要となりますが、E U側での通関の際に「栽培されたものであること」の確認が行われる可能性がありますので、invoice等に「栽培された(cultivated)」ものである旨明記するようご注意ください。

別表 1：放射性物質検査証明が必要な「きのこ類」の CN コード表

類 Chapter	品 目 形 態	きのこ類 Mushrooms
07 食用の野菜等	生鮮・冷蔵	0709 51 00
		0709 59
	冷凍	0710 80 61
		0710 80 69
	一時保存処理	0711 51 00
		0711 59 00
	乾燥	0712 31 00
		0712 32 00
		0712 33 00
		0712 39 00
20 野菜、果実及び調製品	調整・保存処理（酢漬）	2001 90 50
	調製・保存処理（酢漬を除く。）	2003 10
		2003 90
	調製・保存処理（冷凍以外）	2005 99 80

別表２：放射性物質検査証明が必要な「山菜類」の CN コード表

類 Chapter	品 目 形 態	タケノコ Bamboo shoot	ゼンマイ Japanese royal fern	ワラビ Bracken	コシアブラ Koshiabura
07 食用の野菜等	生鮮・冷蔵	0709 99	0709 99	0709 99	0709 99
	冷凍	0710 80	0710 80	0710 80	0710 80
	一時保存処理	0711 90	0711 90	0711 90	0711 90
	乾燥	0712 90	0712 90	0712 90	0712 90
20 野菜、果実及 びナット等の 調製品	調製・保存処理 (冷凍)	2004 90			
	調製・保存処理 (冷凍以外)	2005 91 00			

別表 3：放射性物質検査証明が必要な「水産物」※の CN コード表

類 Chapter	品 目	水産物 Fish & Fishery products
	形 態	
03 魚等	魚／生鮮・冷蔵	0302
	魚／冷凍	0303
	魚のフィレその他の魚肉 ／生鮮・冷蔵・冷凍	0304
	魚／乾燥・塩蔵・燻製・ 魚の粉等	0305
	水棲無脊椎動物（甲殻類及 び軟体動物を除く。）	0308
15 動物性の油脂 等	魚の肝油及びその分別物	1504 10
	魚の油脂及びその分別物 （肝油を除く。）	1504 20
16 魚等の調製品	魚（調製又は保存処理）、キ ャビア及び魚卵から調製 したキャビア代用物	1604

※ 「水産物」のうち除外される魚種のCNコードは以下のとおり。

類 Chapter	品 目	ブ リ ・ ヒ ラ マ サ Japanese amberjack & yellowtail amberjack	カンパチ Greater amberjack	マダイ Japanese seabream
	形 態			
03 魚等	魚／生鮮・冷蔵	0302 89 90	0302 89 90	0302 85 90
	魚／冷凍	0303 89 90	0303 89 90	0303 89 90
	魚のフィレその他の魚肉 ／生鮮・冷蔵・冷凍	0304 49 90	0304 49 90	0304 49 90
		0304 59 90	0304 59 90	0304 59 90
		0304 89 90	0304 89 90	0304 89 90
		0304 99 99	0304 99 99	0304 99 99
	魚／乾燥・塩蔵・燻製・ 魚の粉等	0305 10 00	0305 10 00	0305 10 00
		0305 20 00	0305 20 00	0305 20 00
		0305 39 90	0305 39 90	0305 39 90
		0305 49 80	0305 49 80	0305 49 80
		0305 59 85	0305 59 85	0305 59 85
		0305 69 80	0305 69 80	0305 69 80
		0305 72 00	0305 72 00	0305 72 00
		0305 79 00	0305 79 00	0305 79 00
15 動物性の油脂 等	魚の肝油及びその分別物	1504 10	1504 10	1504 10
	魚の油脂及びその分別物 (肝油を除く。)	1504 20	1504 20	1504 20
16 魚等の調製品	調製又は保存処理した魚 (全形のものと及び断片状 のもの／さば)			
	調製又は保存処理した魚 (全形のものと及び断片状 のもの／さけ、いわし、さ ば等以外)	1604 19 91	1604 19 91	1604 19 91
		1604 19 97	1604 19 97	1604 19 97
	調製又は保存処理した魚 (全形のものと及び断片状 のものを除く。)	1604 20 90	1604 20 90	1604 20 90

類 Chapter	品 目	シマアジ White trevally	クロマグロ Pacific bluefin tuna	マサバ Pacific chub mackerel
	形 態			
03 魚等	魚／生鮮・冷蔵	0302 49 90	0302 35	0302 44 00
	魚／冷凍	0303 89 90	0303 45	0303 54 10
	魚のフィレその他の魚肉 ／生鮮・冷蔵・冷凍	0304 49 90	0304 49 90	0304 49 90
		0304 59 90	0304 59 90	0304 59 90
		0304 89 90	0304 89 90	0304 89 49
		0304 99 99	0304 99 99	0304 99 99
	魚／乾燥・塩蔵・燻製・ 魚の粉等	0305 10 00	0305 10 00	0305 10 00
		0305 20 00	0305 20 00	0305 20 00
		0305 39 90	0305 39 90	0305 39 90
		0305 49 80	0305 49 80	0305 49 30
		0305 59 85	0305 59 85	0305 54 90
		0305 69 80	0305 69 80	0305 69 80
		0305 72 00	0305 72 00	0305 72 00
		0305 79 00	0305 79 00	0305 79 00
15 動物性の油脂 等	魚の肝油及びその分別物	1504 10	1504 10	1504 10
	魚の油脂及びその分別物 (肝油を除く。)	1504 20	1504 20	1504 20
16 魚等の調製品	調製又は保存処理した魚 (全形のもの及び断片状 のもの／さば)			1604 15
	調製又は保存処理した魚 (全形のもの及び断片状 のもの／さけ、いわし、さ ば等以外)	1604 19 91 1604 19 97	1604 14 41 1604 14 48	
	調製又は保存処理した魚 (全形のもの及び断片状 のものを除く。)	1604 20 90	1604 20 70	1604 20 50

別表 4：放射性物質検査証明が必要な「柿（乾燥品）」の CN コード表

類 Chapter	品 目 形 態	柿 Japanese persimmon
08 食用の果実等	生鮮・冷蔵	0810 70 00
	冷凍	0811 90
	一時保存処理	0812 90
	乾燥	0813 50

(別表 1 から 4 の留意事項)

- 1 CN コードは EU が設定している「合同関税品目分類表」(Combined Nomenclature-CN)と呼ばれる物品の分類表の番号です。輸出産品等の CN コードが不明の場合は、EU 側の輸入業者等を通じて輸出先国の当局にお問い合わせください。
- 2 CN コードに複数の農林水産物が含まれる場合であっても、規制の対象は表の「品目」欄に記載されている農林水産物及びその加工品のみに限定されます。